

国立大学法人 東北大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成19年5月から給与支給日を17日から21日とした。
理事	法人の長と同様
理事(非常勤)	法人の長と同様
監事	法人の長と同様
監事(非常勤)	法人の長と同様

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 21,908	千円 14,532	千円 6,638	千円 727 (地域手当) 11 (寒冷地手当)			
A 理事	千円 15,912	千円 10,590	千円 4,765	千円 530 (地域手当) 28 (寒冷地手当)			
B 理事	千円 16,512	千円 11,064	千円 4,859	千円 553 (地域手当) 24 (通勤手当) 12 (寒冷地手当)		3月31日	
C 理事	千円 14,054	千円 9,585	千円 3,966	千円 479 (地域手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
D 理事	千円 7,043	千円 4,704	千円 1,894	千円 235 (地域手当) 210 (単身赴任手当)		9月30日	
E 理事	千円 7,360	千円 4,704	千円 2,105	千円 329 (地域手当) 12 (通勤手当) 210 (単身赴任手当)	10月1日		
F 理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0			
G 理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0			
H 理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0		3月31日	
A 監事	千円 12,867	千円 8,736	千円 3,683	千円 437 (地域手当) 11 (寒冷地手当)			
B 監事 (非常勤)	千円 1,272	千円 1,272	千円 0	千円 0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「」は、役員出向者(法人役員となるため、本省課長・企画官相当職以上で退職をし、引き続き、法人役員として在職する者)を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成19年10月30日閣議決定)を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	従来の普通昇給と特別昇給を統合し、5段階の昇給区分を設けて、その者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
特別手当	特に本学に顕著な貢献があると認める者には、特別手当を支給することができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・扶養手当の3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げ(5,000円 6,000円)
- ・地域手当の支給率を1%引き上げ
(仙台市4% 5%, 東京都特別区13% 14%, それ以外の地域1% 2%)
- ・広域異動を行った職員に対して広域異動手当を新設
- ・採用に当たっての招へいの困難性を考慮した招へい手当を新設
- ・管理職手当を改編し、管理職員等の職務・職責に応じた職責手当を新設
- ・給与支給日の変更(17日 21日)
- ・部局長の指定職本給表の適用を廃止

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	3,966	43.6	7,261	5,252	65	2,009
事務・技術	1,078	41.1	5,552	4,073	91	1,479
教育職種 (大学教員)	2,092	46.3	8,836	6,343	58	2,493
医療職種 (病院看護師)	592	38.4	5,255	3,853	37	1,402
技能・労務職種	20	54.6	5,573	4,085	84	1,488
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	3	52.8	8,052	5,865	69	2,187
医療職種 (病院医療技術職員)	171	40.4	5,441	3,989	72	1,452
指定職種	10	59.0	15,027	10,759	62	4,268

再任用職員	24	61.5	3,302	2,827	86	475
事務・技術	22	61.5	3,308	2,833	91	475
医療職種 (病院医療技術職員)	2					

非常勤職員	253	40.1	3,989	3,119	75	870
事務・技術	114	43.0	3,576	2,628	101	948
教育職種 (大学教員)	52	41.8	6,328	4,540	65	1,788
医療職種 (病院医師)	45	34.0	2,705	2,705	22	0
技能・労務職種	17	41.6	3,727	2,721	82	1,006
医療職種 (病院医療技術職員)	2					
研究支援職種	20	34.4	3,653	3,653	55	0
研究補助職種	3	30.2	2,350	2,350	121	0

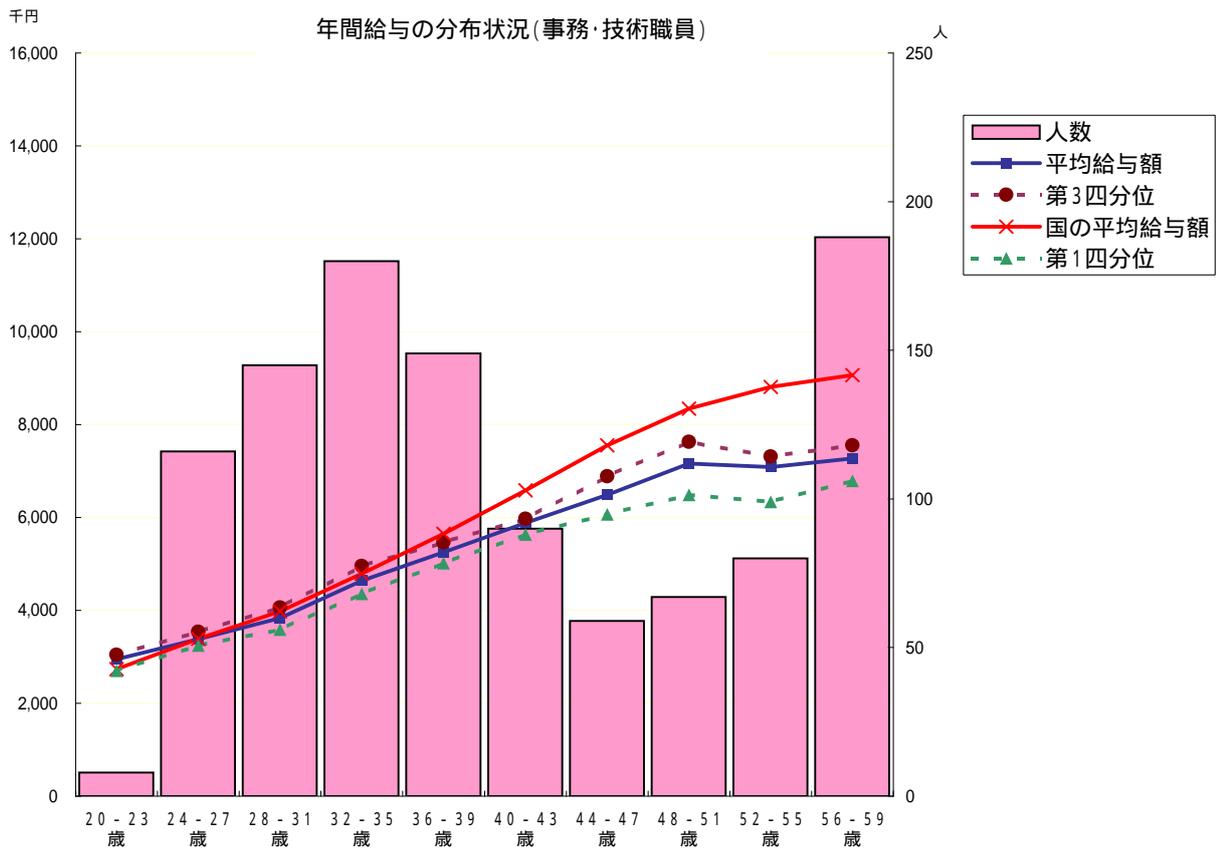
- 注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2: 常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
 注3: 常勤職員、非常勤職員のうち「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。
 注4: 非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示す。
 注5: 「在外職員」及び「任期付職員」は該当者がいないため記載を省略した。
 注6: 常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」及び非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」がいないため記載を省略した。
 注7: 「再任用職員」及び「非常勤職員」の医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	133	39.4	6,985	5,199	42	1,786
事務・技術	4	41.8	6,956	5,094	48	1,862
教育職種 (大学教員)	128	39.2	6,878	5,121	42	1,757
指定職種	1					

- 注1: 年俸制適用者のうち、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「医療職種(病院医療技術職員)」がいないため記載を省略した。
 注2: 指定職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



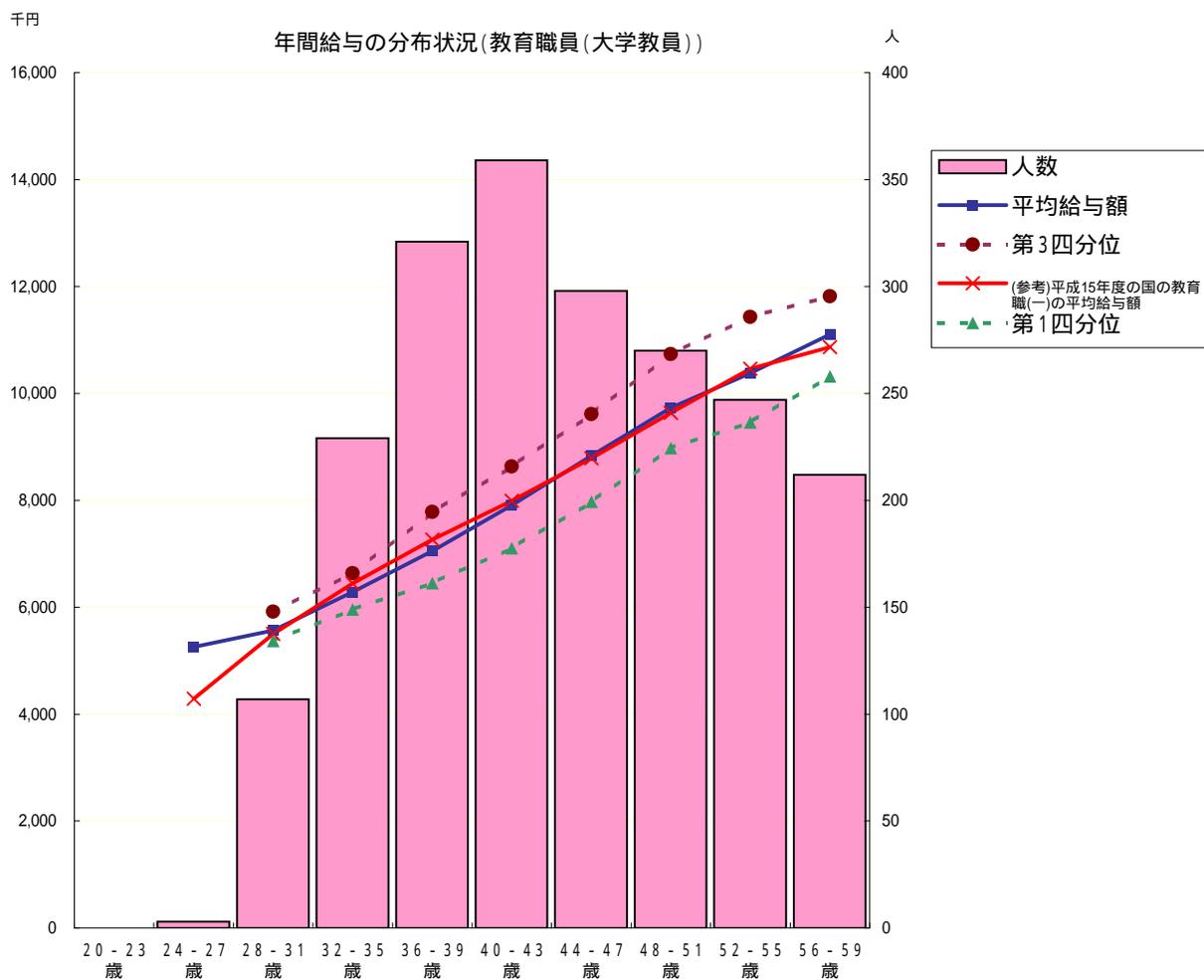
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年俸制適用者を含む。以下、及びにおいて同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	12	54.3	8,984	9,759	10,305		
課長	66	54.1	7,954	8,365	8,659		
課長補佐	57	53.5	6,887	7,160	7,440		
係長	458	46.4	5,411	6,075	6,804		
主任	151	39.1	4,606	5,104	5,426		
係員	338	29.8	3,423	3,800	4,129		

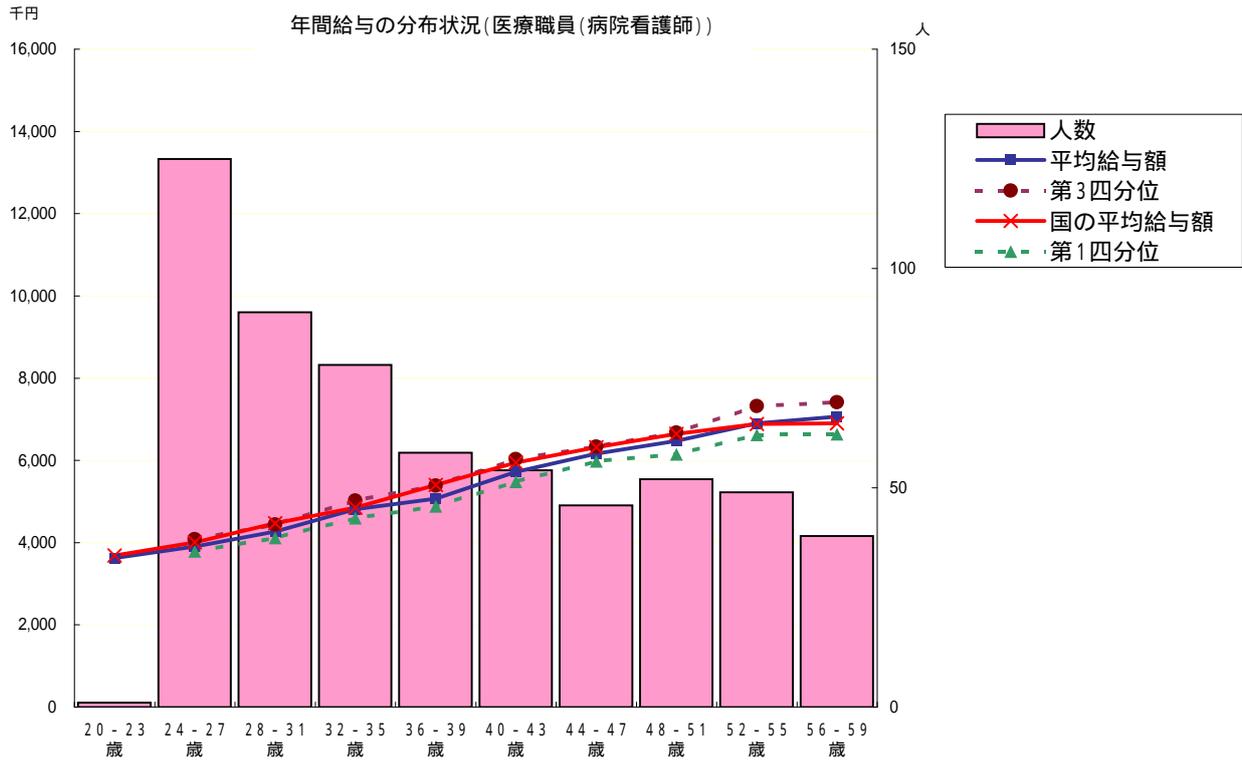
注: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。



注:年齢24～27歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1分位及び第3分位は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	759	54.1	10,347	11,027	11,667		
准教授	580	44.8	8,142	8,595	9,179		
講師	129	44.7	7,378	7,966	8,702		
助教	698	38.5	6,011	6,485	7,048		
助手	54	43.5	5,558	6,118	6,650		



注:年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1分位及び第3分位は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1				
副看護部長	5	53.3	7,246	7,722	8,595
看護師長	48	51.7	6,607	7,039	7,370
副看護師長	116	45.9	5,632	6,214	6,827
看護師	416	34.3	4,017	4,683	5,150
准看護師	6	55.2	5,322	5,476	5,689

注:看護部長は、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員:年俸制以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員 (割合)	1,078 人 ()	151 人 (14.0%)	180 人 (16.7%)	485 人 (45.0%)	185 人 (17.2%)	45 人 (4.2%)	26 人 (2.4%)
年齢(最高 ~最低)		31~20 歳	59~26 歳	59~30 歳	59~42 歳	59~39 歳	59~48 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,213 ~1,946 千円	4,199 ~2,411 千円	5,296 ~2,780 千円	6,034 ~4,049 千円	6,484 ~5,043 千円	8,147 ~6,246 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		4,230 ~2,661 千円	5,716 ~3,281 千円	7,213 ~3,785 千円	8,223 ~5,570 千円	8,805 ~7,077 千円	10,943 ~8,487 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		4 人 (0.4%)	2 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		59~48 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		8,028 ~7,111 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		11,087 ~9,867 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円

注:8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員:年俸制)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員 (割合)	4 人 ()	0 人 (0.0%)	1 人 (25.0%)	1 人 (25.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (25.0%)	1 人 (25.0%)
年齢(最高 ~最低)							
所定内給 与年額(最高 ~最低)							
年間給与 額(最高 ~最低)							

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)			~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)			~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)			~ 千円	~ 千円	~ 千円

注:各級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員:年俸制以外))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2,092人 (割合)	663人 (31.7%)	126人 (6.0%)	557人 (26.6%)	746人 (35.7%)
年齢(最高～最低)		62～27歳	62～33歳	62～26歳	62～38歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,939～3,015千円	7,085～3,730千円	7,479～4,135千円	10,116～5,507千円
年間給与額(最高～最低)		8,058～4,101千円	9,815～5,075千円	10,423～5,789千円	14,152～7,514千円

(教育職員(大学教員:年俸制))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	128人 (割合)	89人 (69.5%)	3人 (2.3%)	23人 (18.0%)	13人 (10.2%)
年齢(最高～最低)		55～28歳	52～48歳	60～35歳	68～46歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,524～2,742千円	6,378～5,491千円	7,306～4,323千円	8,727～6,994千円
年間給与額(最高～最低)		7,380～3,660千円	8,730～7,590千円	9,990～6,030千円	12,000～9,630千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	592人 (割合)	6人 (1.0%)	416人 (70.3%)	123人 (20.8%)	41人 (6.9%)	5人 (0.8%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		58～52歳	59～23歳	59～30歳	58～38歳	57～45歳	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		4,286～3,740千円	5,177～2,556千円	5,861～3,146千円	5,547～3,994千円	6,354～4,706千円	～	～
年間給与額(最高～最低)		5,845～5,111千円	7,104～3,479千円	7,898～4,310千円	7,779～5,714千円	8,611～6,746千円	～	～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 68.1	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 31.9	% 33.6
	最高～最低	% 50.0～31.9	% 42.9～28.9	% 43.5～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.0	% 31.1	% 32.5
	最高～最低	% 40.4～30.9	% 37.3～28.1	% 38.8～29.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.8	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.5	% 33.2	% 34.8
	最高～最低	% 45.9～32.2	% 42.6～29.6	% 44.0～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.0	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.0	% 31.0	% 32.4
	最高～最低	% 50.5～31.6	% 47.1～28.5	% 48.7～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 62.6	% 61.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.9	% 37.4	% 38.1
	最高～最低	% 42.8～32.8	% 45.9～30.4	% 44.5～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.6	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.5	% 31.4	% 32.9
	最高～最低	% 40.4～30.7	% 37.3～27.9	% 36.8～29.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職種)

对国家公務員(行政職(一))
 対他の国立大学法人等

88.3
100.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.7

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))
 対他の国立大学法人等

97.7
101.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内 容	
指数の状況	对国家公務員	88.3
	参考	地域勘案 92.3
		学歴勘案 87.8
		地域・学歴勘案 92.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (国からの財政支出額 57,987百万円、支出予算の総額 111,511百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は52%であるが、累積欠損額もなく、对国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	適切な給与水準の維持に努める	

医療職員(病院看護師)

項目	内 容	
指数の状況	对国家公務員	97.7
	参考	地域勘案 104.2
		学歴勘案 96.9
		地域・学歴勘案 103.1
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52% (国からの財政支出額 57,987百万円、支出予算の総額 111,511百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は52%であるが、累積欠損額もなく、对国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	適切な給与水準の維持に努める	

教育職員(大学教員)における平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 【99.7】

比較対象職員の状況

・事務・技術職員

年俸制適用者以外に係る 表(職種別支給状況)の常勤職員欄の1,078人及び年俸制適用者に係る 表(同)の常勤職員欄の4人 計1,082人
 1,082人の平均年齢 41.1歳、平均年間給与額 5,557千円

・教育職種(大学教員)

年俸制適用者以外に係る 表(職種別支給状況)の常勤職員欄の2,092人及び年俸制適用者に係る 表(同)の常勤職員欄の128人 計2,220人
 2,220人の平均年齢 45.9歳、平均年間給与額 8,723千円

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	35,059,302	35,835,297	775,995 (2.2)	1,645,037 (4.5)
退職手当支給額 (B)	4,269,132	5,132,884	863,752 (16.8)	520,421 (10.9)
非常勤役職員等給与 (C)	10,262,595	7,878,478	2,384,117 (30.3)	4,520,831 (78.7)
福利厚生費 (D)	5,343,777	5,361,998	18,221 (0.3)	257,819 (5.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	54,934,806	54,208,657	726,149 (1.3)	2,613,192 (5.0)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」は、それぞれ対前年度比「2.2%」、「1.3%」であり、給与、報酬等支給総額は、職員数の削減により減少しているが、外部資金等により雇用される職員数の増加により最広義人件費は増加している。

人件費削減の取組

・中期目標

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

・中期計画

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

・総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額(千円)	37,795,850	35,835,297	35,059,302
人件費削減率(%)		5.2	7.2
人件費削減率(補正值)(%)		5.2	7.9

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。